

## 地域公共交通活性化再生法法定協議会への移行について

### 1.法定協議会について

地域公共交通活性化再生法は、多様な交通モードの活用等、地域の交通資源を総動員して地域交通を維持確保することを目的としており、そのために各地域が地域公共交通計画（法定計画）を策定することを努力義務としています。そして、計画策定の際には同法に定める下記の構成員を含む法定協議会で協議・承認が必要となっております。

法に定められた構成員	美濃市公共交通会議の該当する委員
地方公共団体	美濃市
関係する公共交通事業者等	岐阜乗合自動車株式会社 公益社団法人岐阜県バス協会 美濃タクシー株式会社 長良川鉄道株式会社
道路管理者	岐阜国道事務所 美濃土木事務所
関係する公安委員会	関警察署
地域公共交通の利用者	美濃市連合自治会 美濃市社会福祉協議会 美濃市ボランティア連絡協議会 美濃市シニアクラブ連合会 美濃商工会議所 美濃市観光協会 美濃市小中学校校長会 美濃市連合 PTA 武義高等学校 PTA
学識経験者	大同大学 樋口先生
地方公共団体が必要と認める者	岐阜運輸支局 岐阜乗合自動車労働組合 岐阜県

### 2.移行の必要性

美濃市では平成 25 年に美濃市地域公共交通計画を策定しておりますが、計画期間が令和 4 年で満了することから、来年度に地域活性化再生法法定計画を美濃市の新たな地域公共交通計画として策定する予定です。そこで、計画策定に関して協議するために、美濃市

地域公共交通会議を地域公共交通活性化再生法第 6 条に基づく法定協議会として位置づけます。

### 3.公共交通会議要綱等改正案

改正後	現行
<p>美濃市地域公共交通会議設置要綱 (設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)の規定に基づき、</p> <p>(中略)</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。)の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画及び地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、美濃市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p>	<p>美濃市地域公共交通会議設置要綱 (設置)</p> <p><b>第 1 条</b> 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、</p> <p>(中略)</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号。)の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)の策定に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、美濃市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p>

(参考) 地域公共交通活性化再生法第 6 条 (抜粋)

<p>(協議会)</p> <p>第六条 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</li> <li>二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</li> </ul>
--